

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第2条の政令で定める日
を定める政令（案）」に関する意見募集の結果について

令和7年12月26日
内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

内閣府では、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第2条の政令で定める日を定める政令（案）」について御意見を募集しました。

提出された御意見について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。
貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

記

- 1 御意見募集期間
令和7年11月12日（水）から令和7年12月11日（木）まで
- 2 御意見提出方法
インターネット上の意見募集フォーム
- 3 寄せられた御意見数
1件
- 4 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方
別紙のとおり。
- 5 公布日・施行期日
令和8年2月4日

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>「情報の価値に見合う責任を」この言葉を胸に、制度の信頼性と実効性について、いくつかの懸念と提案を申し上げる。</p> <p>まず、重要経済安保情報の取扱いに関する適性評価制度の導入は、国家の安全保障上、極めて重要な一歩であると理解している。</p> <p>しかしながら、法施行から最大1年間にわたって適性評価を経していない職員が情報を扱えるという暫定措置には、いくつかの不安が残る。</p> <p>特に気になるのは、暫定措置の期間中に情報を扱った職員が、後に適性評価で「不適格」と判断された場合、その間に取り扱った情報や業務の正当性はどうかという点である。</p> <p>制度上は「漏えいのおそれがない者に限る」とされているが、評価が未了のまま業務に従事すること自体が、制度の根幹に矛盾を生じさせるのではないかと。</p> <p>また、外国籍や帰化された方について、評価の公平性と調査の実効性の両立にも課題があると感じる。母国の記録や過去の経歴をどこまで正確に把握できるのか、情報源の信頼性や調査の限界をどう補うのか。調査不能な部分を理由に不適格とすることは差別的な運用につながる一方、調査不能なまま業務に就かせることもリスクである。こうしたケースに対しては、透明な評価基準と補完的な監督体制の整備が必要である。</p> <p>さらに、情報の価値に対して、漏えい時の罰則が十分な抑止力となっているかも再考の余地があると考え。現行の罰則（最大で拘禁刑5年または罰金500万円）は、国家の安全保障に関わる情報の価値と比べて軽すぎるのでは</p>	<p>重要経済安保情報保護活用法の施行直後に第11条第1項の規定を厳密に適用した場合、適性評価において重要経済安保情報の取扱いが認められている職員が存在しないため、事務の執行に支障が生じます。そのため、法施行後の一定期間においては、法附則第2条により、行政機関の長が指名する者に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせることができる経過措置を規定しており、行政機関の長等が指名する者に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせることができることとされており、</p> <p>重要経済安保情報を取り扱う職員は、この間に適性評価において漏えいのおそれがないと認められる必要があり、仮に認められなかった場合には、重要経済安保情報を取り扱えないほか、さらに当該重要経済安保情報を漏えいした場合には法律で定められた罰則が科せられます。</p> <p>評価対象者の適性評価については、その評価の基本的な考え方など、運用基準を策定し、公表しております。</p> <p>また、国会に設置されている情報監視審査会や内閣府に設置される独立公文書管理監では、第三者的に重要経済安保情報の制度の運用の監視や情報指定の判断の適否を審査していることから、本法</p>

ないか。悪意ある第三者にとっては、情報の対価としては安すぎるとすら映るかもしれない。罰則の上限だけでなく、悪質性に応じた加重措置や、損害評価に基づく追加的な責任追及の仕組みも検討すべきである。

そして何より、制度の信頼性を支えるのは、技術的なセキュリティと運用の透明性である。重要経済安保情報にアクセスできる職員の範囲は、どのポストまでか。アクセス履歴は個人アカウント単位で記録され、監査可能な状態にあるのか。情報の持ち出しや改ざん、漏えいの兆候を検知できる仕組みが整っているのか。こうした技術的・制度的な裏付けがあってこそ、「適性評価」の意味が生きてくるのではないか。

制度の厳格さと現場の実情の間にあるギャップを埋めるには、単に評価制度を導入するだけでなく、運用の実態やセキュリティ体制の整備状況を定期的に公表し、国民の信頼を得る努力が必要である。

制度の目的は情報を守るだけでなく、守る人を信頼できる仕組みを築くことにあると信じている。どうか、現場の声と制度の理想が乖離しないよう、丁寧な制度設計と運用をお願い申し上げる。

の実施の適正を確保するための措置は講じられております。

罰則については、重要経済安保情報が特定秘密よりも情報の機微度が低いことなどを踏まえて、例えば、特定秘密保護法においては漏えい時の罰則を最大10年としているところを本法では最大5年とするなどとしております。

いただいた御意見のそのほかの点については、本パブリック・コメントの募集の対象外となりますが、御意見を踏まえて適切に運用して参ります。